



答 申 第 2 号

令和6年6月13日

川西市選挙管理委員会

委員長 多久和 桂子 様

川西市情報公開・個人情報保護審査会

会長 水鳥 能伸

川西市情報公開条例第15条の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年9月27日付諮問第2号により諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

令和5年8月28日付第202号及び第203号公文書部分公開決定通知書で部分公開処分にした公文書について

《公開を請求した公文書の内容》

1. 平成30年10月21日市議会議員選挙に立候補したものの経歴調査書（坂口美佳・田中麻未）

1 審査会の結論

審査請求人の令和5年8月16日付公文書公開請求に対して、川西市選挙管理委員会（以下「実施機関」という。）が行った部分公開決定（以下「本件処分」という。）において、平成30年10月21日市議会議員選挙に立候補したものの経歴調査書（以下「本件経歴調査書」という。）のうち、立候補者の経歴の一部を非公開とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

本件審査請求は、審査請求人が、令和5年8月16日付で川西市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条の規定により行った公文書公開請求に対して、実施機関が同年8月28日付で本件処分を行ったもののうち、立候補者の経歴の一部の非公開処分を取り消し、公開を求めるものである。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書（令和5年8月30日付）及び追加提出書面（同年10月10日付）により述べている主張は、次のとおりである。

- (1) 実施機関の委員長は、令和4年10月まで川西市議会議員を務めており、当時、坂口美佳及び田中麻未と同じ会派であったため、両氏の都合の悪い経歴を隠蔽する目的で本件処分を行った。
- (2) 立候補者は、任意で経歴調査書にその経歴を記載する。そのため、立候補者は公開されたくない経歴は記載しないはずであり、そうだとすると経歴調査書に記載した経歴は公開に同意している情報であるといえる。立候補者の経歴は、有権者が投票する際の有力な投票動機の一つであり、坂口美佳及び田中麻未の両氏が当時、任意で記載した経歴を非公開とすることは違法不当である。

実施機関は、候補者が現在公開している情報かどうか、当時の選挙公報に載っていたかどうかという基準に基づき限定した情報のみを公開しているが、公文書の公開原則に反している。

- (3) 猪名川町選挙管理委員会は、町議会議員選挙の候補者経歴調書を全部公開しており、実施機関の非公開は、民主主義の根本的な考え方に反する。
- (4) 実施機関は、候補者が現在公開している情報かどうかを基準として公開の可否を判断しているが、候補者が現在公開している情報かどうかを完璧に把握することは不可能である。候補者が公開している経歴であるにもかかわらず、実施機関が把握できなかった経歴の情報は公開されないこともあり得ることから、かかる基準に基づく判断は違法不当である。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書等において述べている主張は、次のとおりである。

- (1) 経歴調査書は、実施機関が各候補者の選挙公報掲載の経歴が正確であることを照合するための文書であって、それ自体を必ずしも外部に公開を予定している文書ではない。そのため、公職の候補者が任意に提出した文書であることを考慮しても、経歴調査書に記載されている個人情報については、選挙公報に記載されているもの等の候補者が自ら公表したものはさておき、川西市情報公開条例（以下、単に「条例」という。）第7条第1項第1号に該当する場合には非公開とするべきものである。

その上で、実施機関は、本件情報公開請求に係る文書記載の情報について、選挙公報に掲載されているものであるか、ホームページ上に公開されているものであるか等候補者が自ら公表している情報であるか否かを確認し、条例第7条第1項第1号に該当するか否かを慎重に判断し、同号該当性の認められる情報について非公開としたものである。

- (2) よって、本件処分は何ら違法、不当なものではない。

5 審査会の判断

本件において、実施機関は、本件経歴調査書のうち、立候補者の経歴の一部について、条例第7条第1項第1号に該当することを理由に非公開としたが、以下、当該情報の非公開情報の該当性について検討する。

条例第7条第1項第1号は、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られたいと認められるもの」を非公開情報とするものである。すなわち本条は、個人のプライバシーに関する情報であって、特定の個人が識別可能なもののうち、一般に他人に知られたいと認められる情報の公開を免除されることを定めたものである。

個人の経歴は、条例第7条第1項第1号において明示的に列挙はされていないものの、同号に列挙されている「職業」や「学歴」と同様に個人のプライバシーに関わるものである。

そして、選挙公報に登載された経歴は、公表することが法令上予定されている(公職選挙法第172条の2)情報であるが、経歴調査書は、実施機関が各候補者の選挙公報掲載の経歴が正確であることを照合するために立候補者が任意で提出する文書に過ぎない。その提出及び公開は、法令上義務付けられたものでも、慣行上公開されているものでもない。また、公開を前提に提出を受けたものでも、各候補者に事前に公開の承諾を得たものでもない。したがって、経歴調査書のうち、選挙公報に登載されていない経歴や立候補者自身が公開していない経歴は、「一般に他人に知られたい」情報であるといえる。

よって、本件経歴調査書に記載の経歴のうち、選挙公報に登載されていない経歴や候補者が自ら公表していない経歴は、条例第7条第1項第1号に該当する。

6 結論

以上の理由から、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断するものとする。

(参考)

審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 会	経 過
令和5年10月4日	——	○諮問書及び弁明書を受理
令和5年10月12日	——	○審査請求人から口頭による意見陳述申立書を受理
令和6年1月17日	——	○審査請求人から口頭による意見陳述申立書を取り下げ
令和6年1月22日	第1回審査会	○実施機関等から本件公文書の内容について聴取 ○審議
令和6年2月27日	第2回審査会	○実施機関に求めた追加調査について聴取 ○審議
令和6年3月29日	第3回審査会	○審議
令和6年6月 5日	第4回審査会	○審議